


所管部課	市民部保険年金課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○ 1 審議事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第49号）の施行に伴い、高額療養費の支給申請に関する手続について、70歳未満の世帯に対しても簡素化の適用を拡大したことから、被保険者の利便性の向上のため改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 高額療養費の支給申請手続の簡素化について、70歳以上の条件を削除する（第2条及び第4条第2号関係）。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 改正法の内容に則した事業の実施ができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、規則改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。